

## 内部通報制度について

「公益通報者保護法」が制定され、民間企業においても、内部通報処理の仕組みを整備し、コンプライアンス経営を促進することが期待されているところです。

当社は、これを受け「内部通報制度に関する規程」を制定し、平成19年11月26日から施行いたしました。

内部通報制度の概要は以下のとおりです。

### <通報等窓口>

- ・ 常勤監査役
- ・ 当社の指定する弁護士

### <通報方法>

- ・ 電話
- ・ 電子メール
- ・ FAX
- ・ 書面
- ・ 面会

### <通報者の範囲>

次の方が、不正行為等に関する通報や法令違反行為に該当するかを確認する等の相談ができます。ただし、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはなりません。

- ・ 当社の社員、退職者、派遣社員
- ・ 当社の取引事業者の社員

### <是正措置>

調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、会社は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、措置等について通報等窓口を介し通報者に速やかに通知します。ただし、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報の場合は、この限りではありません。

### <通報者等の保護>

会社は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行いません。ただし、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報の場合は、この限りではありません。

内部通報に関するお問合せ先：(株)横浜インポートマート  
電話 045-222-2099